

## 松伏町地域公共交通活性化協議会公募委員 選考要領

### 1 目的

松伏町地域公共交通活性化協議会公募委員を選考するにあたり必要な事項を定める。

### 2 公募委員の定数

公募委員の定数は2人とし、その内訳は次のとおりとする。

ただし、公募委員の候補者の選考を行おうとする場合において応募者がいないとき、又は審査の結果、選考すべき公募委員の候補者がいないときは、この限りでない。

- (1) 18歳から60歳までの方 1人
- (2) 61歳以上の方 1人

### 3 応募資格

- (1) 町内在住・在勤、応募時点において満18歳以上で、バスやタクシー等地域公共交通の利用者である方
- (2) 平日の日中に開催する会議に出席できる方

### 4 選考委員

選考委員は、松伏町副町長、企画財政課長、埼玉県企画財政部交通政策課職員及び学識経験者の4人とする。

### 5 選考の基準等

- (1) 公募委員の候補者の選考は、応募者から提出された応募用紙及び作文用紙の内容について、次に掲げる項目について審査するものとする。

※ただし、応募者多数の場合は、応募用紙の内容について事前審査する場合がある。

#### 【審査項目】

審査項目	内容
① 熱意・意欲	協議会への参加に熱意や意欲があるか。
② 社会的知識	社会状況や本町の状況について理解しているか。
③ 地域町民性	町民（在勤者）としての視点から、採算面も含めた建設的な意見を述べているか。
④ 論理的思考	自らの意見について、論理に一貫性があり、分かりやすいか。
⑤ 適任性	本町における公共交通の課題解決について、委員としての責務を自覚し、自らの意見を述べるのが期待できるか。

#### 【審査基準】

優良	5点
良好	4点
普通	3点
やや劣る	2点
不可	0点

(2) 各選考委員が審査項目①～⑤について採点した点数を合計し、年代要件毎に上位点数の者を選考する（5項目×5点×4人＝100点満点）。ただし、選考上同点となった場合は、「②社会的知識」「③地域町民性」の順に、各審査項目における選考委員の合計点が高い者から選考する。

なお、採点の結果「不可」の項目がある場合は不採用とする。

## 6 選考結果の通知

選考結果は、応募者全員に書面で通知する。

## 7 その他

(1) 選考に係る庶務及び事務処理手続きについては、企画財政課において行う。

(2) 選考結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。